

事業系ごみの分け方・出し方

●事業系ごみとは...

事業系ごみは、事業活動に伴って発生したごみで一般家庭から出る生活ごみ（家庭系一般廃棄物）以外のごみが該当し、家庭系ごみのように町の戸別収集又は資源ステーションに出すことは、原則できません。

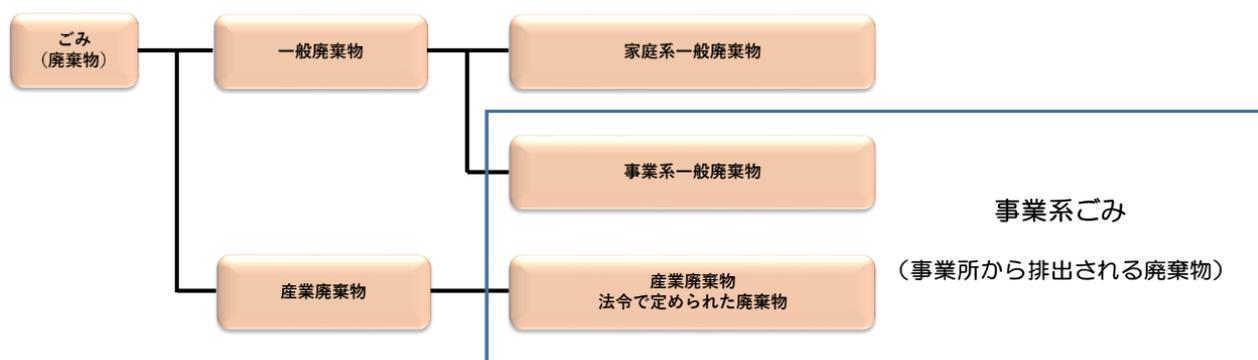
事業系ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に、さらに事業系一般廃棄物は「資源物」と「可燃ごみ」に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。事業所から排出する段階から、きちんと分別してください。

【事業系ごみの分別手順】

⇒1 まずは「産業廃棄物」を分別しましょう！

⇒2 次に「資源物」を分別しましょう！

※産業廃棄物とは、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物をいい、事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の事業系ごみのことを指します。



クリーンセンターに搬入できる事業系ごみは「燃やすごみ」と「植木剪定枝」のみです

●事業系一般廃棄物の処理方法

町では、町内で発生した事業系一般廃棄物のうち「燃やすごみ」と「植木剪定枝」のみクリーンセンターで受け入れて処理を行っています。これらは、次のいずれかの方法により処理してください。

1 一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する

事業系一般廃棄物の収集・運搬を他人に委託する場合は、町の許可を受けた業者と契約する必要があります。※町ホームページ「一般廃棄物収集運搬許可業者」によりご確認ください。

2 自ら町の処理施設に搬入する

クリーンセンターへ直接搬入する場合は、処理手数料が必要です。窓口で直接お支払いください。（10kg 当たり 250 円）

●事業系一般廃棄物（燃やすごみ・植木剪定枝以外）の処理方法

「燃やすごみ」と「植木剪定枝」以外の事業系一般廃棄物（資源物や町が定める処理困難物）は、クリーンセンターに持ち込めません。許可業者に委託するか資源回収業者に自己搬入し、適切に処理してください。

◆資源物

- ・新聞や雑誌、段ボールなどの古紙類は、分別を徹底し、許可業者に委託するか古紙回収業者に自己搬入してください。「燃やすごみ」に混ぜて排出した場合は不適正排出物となり、クリーンセンターでは受け入れができません。
- ・事業所から排出されるビンや缶等は、産業廃棄物です。資源回収業者や産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、適切に処理するか、納品業者に引き取りをお願いしてください。

◆処理困難物

- ・町が定める処理困難物（粗大ごみ、有害性・危険性・引火性のあるもの等）は、クリーンセンターでは受け入れができません。専門の処理業者に依頼するか、専門の処理施設に搬入して適正に処理してください。

◆搬入されたごみの展開検査を実施しています

クリーンセンターに搬入される「燃やすごみ」の中には、産業廃棄物である「廃プラスチック」や「金属くず」、ミックスペーパーなどの「資源物」の混入が見受けられます。これらは不適正排出物として、クリーンセンターでは受け入れができません。不適正排出物の搬入を防ぐため、職員による搬入物の検査を実施しています。混入が判明した場合は、受け入れ拒否の対象となりますので、ご注意ください。

※許可業者に委託した場合でも不適正排出物の混入が判明した場合は、排出事業所に対する指導を行う場合があります

●産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、神奈川県知事の許可を受けた許可業者に処理を委託してください。また、委託する場合は、それぞれの品目の許可を受けている業者に依頼してください。

【業者を紹介してもらう場合】

- （公社）神奈川県産業資源循環協会
TEL：045-681-2989

【自ら業者を探す場合】

- 神奈川県ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿」によりご確認ください。

●事業系ごみの処理方法

■事業系一般廃棄物の種類と具体的な例（業種によっては産業廃棄物に該当する場合があります）

分別区分	「ごみと資源物の分け方・出し方」による分別区分	処理方法	町の処理施設への搬入
燃えるごみ	生ごみ(食べ残し、売れ残し、調理くず等)、ティッシュペーパー、紙コップ、カーボン紙、木くず等	◆一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼 ◆町の処理施設に持込み	○
草木類 (植木剪定枝)	枝木、葉、草	◆一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼 ◆町の処理施設に持込み	
資源物	紙類(新聞紙、雑誌、メモ用紙、OA用紙、紙ファイル、ティッシュペーパーの箱等)	◆古紙回収業者に依頼する ◆古紙問屋に持込む	×
	衣服、衣類、布類	◆古布回収業者に依頼する ◆古布問屋に持込む	

◆一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

名称	住所	電話番号
(株)リフレックス	横須賀市内川2-5-50 (葉山町下山口2050)	046-833-0700
(株)嘉山牧場	横須賀市長井2-10-18 (葉山町一色1962久栄ビル1F)	046-856-4620
(株)マルコ	横須賀市浦郷町5-2931-98 (葉山町一色1722-1京急ストア内)	046-869-5001
(有)ハンズ	鎌倉市由比ガ浜2-19-9 (葉山町上山口860-1)	0120-025-802
(株)東産業	横須賀市安浦町1-6 (葉山町長柄62-4びゃくしんの苑内)	046-822-3356

■産業廃棄物の種類と具体的な例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、コークス灰、焼却炉の残灰
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、絶縁油、溶剤等
	(4) 廃液	写真現像廃液、廃硫酸、廃塩酸等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像液、排ガス洗浄廃液、苛性ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、発泡スチロール、合成皮革くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）、廃ペットボトル、容器包装プラスチック
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず等
	(9) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	(1) ガラスくず：空きビン、板ガラスくず、破損ガラス、ガラス繊維くず (2) コンクリートくず：製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、レンガくず、瓦破損くず
	(10) 鉱さい	鉱物廃砂、電炉等溶解炉かす、サンドブラスト廃砂、粉炭かす等
	(11) がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設等において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業、印刷物加工業等から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる木綿くず等
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形物の不要物
	(17) 動物系固形廃棄物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 政令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

問合せ先：葉山町環境部環境課

046-876-1111

葉山町環境部クリーンセンター

046-876-1153